

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	地方税の収納及び徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、収納管理及び徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和4年6月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の収納及び徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法及び関係法令に基づき賦課される、市県民税・固定資産税等の収納及び徴収に関する事務を行う。 1 地方税の収納事務 (1) 地方税法等に基づき賦課された市税等の収納情報を管理する。 ア 賦課情報の入手 市税等の賦課情報を各システムから滞納管理システムへ取り込む。 イ 収納情報の入手 納税者が納付、納入した情報を税総合システム及び滞納管理システムへ消込処理を行う。 ウ 収納状況の確認に関する業務
③システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)、宛名システム、課税資料検索システム、税総合システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納特定個人情報ファイル、宛名特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表24項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表項番24及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号にに基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表 (利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の48項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民経済部納税課
②所属長の役職名	納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民経済部納税課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☒ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発]
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	事務取扱者への研修の実施

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	市民部納税課	市民協働部納税課	事後	
平成28年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	みよし市市民部納税課	みよし市市民協働部納税課	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	納税課長 岡本 和也	納税課長 原田 久三	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	納税課長 原田 久三	納税課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	Ⅰ 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	宛名システム、課税資料検索システム、税総合システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地方税ポータルシステム(eLTAX)、宛名システム、課税資料検索システム、税総合システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目1.対象人数	平成28年4月1日現在	令和2年1月1日現在	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ しいき値判断項目2.取扱者数	平成28年4月1日現在	令和2年1月1日現在	事後	
令和3年6月10日	Ⅰ 関連情報1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③事務の概要	(3)納税証明書発行に関する事務 納税義務者又は、委任を受けた代理人からの申請に基づき、納税証明書を発行する。	なし	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 第27項	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	事前	
令和4年5月26日	Ⅰ 関連情報4.情報ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第27項	番号法第19条第8項 別表第二 項番27,42,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	事後	
令和4年5月26日	Ⅳリスク対策6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	2十分である	事後	
令和4年5月26日	Ⅳリスク対策8.監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和5年4月1日	評価実施機関における担当部署①部署	市民協働部納税課	市民経済部納税課	事後	
令和5年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	みよし市市民協働部納税課	みよし市市民経済部納税課	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第1の16項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第19条第8号 別表 項番24	事後	
令和7年4月1日	Ⅰ 関連情報3.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 項番27,42,44,45 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条	番号法第19条第8号別表項番24及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号にに基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」第2条の表 (利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の48項	事後	
令和7年7月1日	Ⅳ リスク対策8.人でを介在させる作業		新規作成	事後	
令和7年7月1日	Ⅳリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる作業		新規作成	事後	